

登録講習機関の監査に関する現状と課題

国土交通省 航空局 安全部
無人航空機安全課

令和6年2月

～目次～

1. 新制度の運用状況
2. 監査制度概要
3. 登録講習機関の登録及び監査関係通達の改正概要
 - ✓ 「登録講習機関の登録に関する取扱要領」関係
 - ✓ 「登録講習機関等監査実施要領」関係
 - ✓ 「登録講習機関等監査実施細則」関係
 - ✓ 「登録講習機関等監査実施団体について」関係

～目次～

1. 新制度の運用状況
2. 監査制度概要
3. 登録講習機関の登録及び監査関係通達の改正概要
 - ✓ 「登録講習機関の登録に関する取扱要領」関係
 - ✓ 「登録講習機関等監査実施要領」関係
 - ✓ 「登録講習機関等監査実施細則」関係
 - ✓ 「登録講習機関等監査実施団体について」関係

2022年12月からの制度改正

- 無人航空機の機体認証、操縦ライセンス、運航ルールを整備し、レベル4による第三者の上空の飛行を可能とした。
- 利用者利便の向上のため、その他の飛行についても**規制を合理化・簡略化**。



飛行の態様	旧制度の取り扱い	新制度	
「第三者上空」での飛行 (レベル4)	飛行不可	飛行可能 (飛行毎の許可・承認※) ※運航管理方法等を確認	
「第三者上空」以外で 上記①、②に該当する飛行 (レベル1～3相当)	飛行毎の許可・承認	原則として飛行毎の 許可・承認は不要 ※一部の飛行類型は飛行毎の許可・承認が必要 ※機体認証・操縦ライセンスを取得せずに、従来通り飛行 毎の許可・承認を得て飛行することも可 ※飛行経路下への第三者の立入り管理等を実施	
これら以外の飛行 (レベル1～2相当)	手続き不要	手続き不要	

- 許可承認、登録、機体認証・操縦ライセンスに係る運用状況は以下のとおり

許可承認関係	許可件数（年間）70,626件（令和4年度）
登録関係	登録機体数380,194機（令和6年1月31日時点）
機体認証関係	
登録検査機関	登録件数3件（令和6年1月31日時点） （（一財）日本海事協会、（一社）日本無人航空機検査機構、 （一社）農林水産航空協会）
型式認証	型式認証書交付数2件（令和6年1月31日時点） （第一種：1件、第二種：1件）
機体認証	機体認証書交付数4件（令和6年1月31日時点） （第一種：4件、第二種：0件）
操縦ライセンス関係	
登録講習機関	登録件数464件 645スクール（令和6年1月31日時点） ※1つの登録講習機関に「東京校、名古屋校、大阪校」といったように複数の校舎を有しているところがあるため、件数とスクール数が一致しない。
二等ライセンス	ライセンス交付数6,860件（令和6年1月31日時点）
一等ライセンス	ライセンス交付数923件（令和6年1月31日時点）

二等ライセンス	6,860件
基本のみ	1,995件
目視内限定解除	4,829件
昼間限定解除	3,549件
25kg未満限定解除	179件

一等ライセンス	923件
基本のみ	139件
目視内限定解除	616件
昼間限定解除	566件
25kg未満限定解除	99件

※ 令和6年1月31日時点

※ 限定解除については、一人が複数行っている場合でもそれぞれでカウントしているため重複が生じている

ドローンのレベル4飛行について

- 2022年12月に施行した改正航空法に基づき、一等の操縦ライセンスを保有する者が、第一種の認証を受けた機体を使用し、飛行の許可・承認を受けることで、レベル4飛行（有人地帯での補助者なし目視外飛行）が可能。
- **2023年3月**13日に、ACSL社の機体が型式として第一種の認証を受けたことを踏まえ、**日本郵便(株)**が17日に飛行の許可・承認を取得し、**24日にレベル4初飛行**を実施（実証試験として）。
- また、同年**11月**には**ANAホールディングス(株)**がレベル4飛行による**ドローン配送サービス実証事業を実施**するとともに、同年**12月**には**KDDIスマートドローン(株)**がレベル4飛行による**ドローン物流サービス実証事業を実施**。

レベル4飛行の概要

- 実施時期** 2023年3月24日（金）
- 実施場所** 東京都奥多摩町
- 実施者** 日本郵便（株）
- 実証内容** 奥多摩郵便局から個人宅への荷物の配送

- 実施時期** 2023年11月6日（月）～9日（木）
- 実施場所** 沖縄県久米島町
- 実施者** ANAホールディングス（株）
- 実証内容** 久米島町内Aコープ久米島店から久米島町真謝地区の個人宅までの食料品・日用品の配送

- 実施時期** 2023年12月14日（木）～20日（水）
- 実施場所** 東京都檜原村
- 実施者** KDDIスマートドローン（株）を含む6社
- 実証内容** 檜原村内の檜原診療所から同村内桧原サナホーム（特別養護老人ホーム）までの医薬品の輸送

レベル4初飛行時の飛行ルート




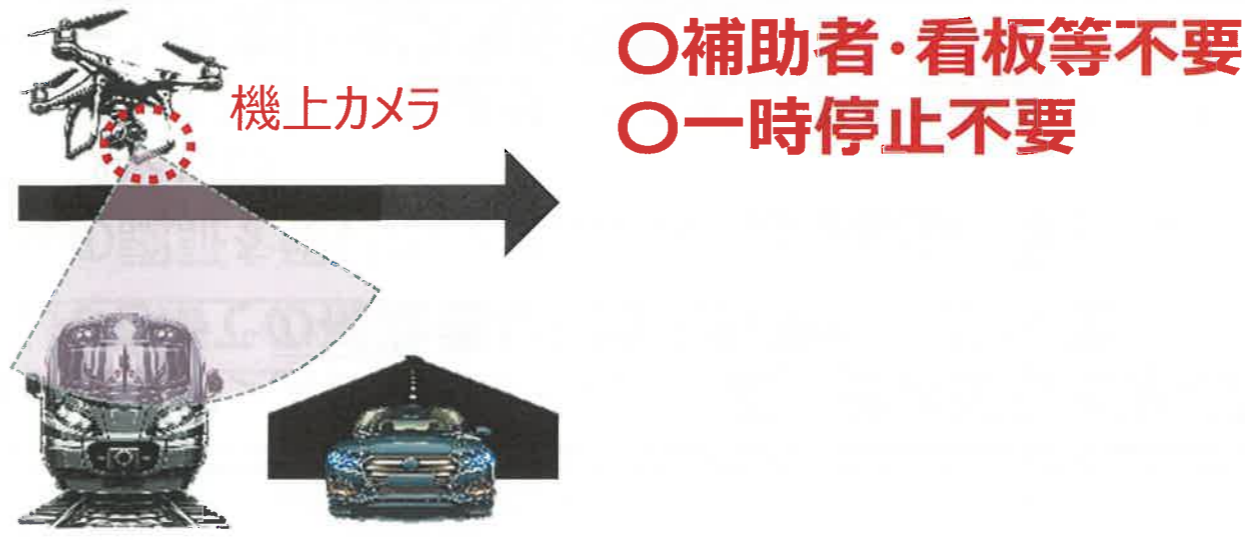
レベル4飛行はいずれも株式会社ACSL製「PF2-CAT3型」を使用



(参考)無人航空機目視外飛行(レベル3飛行)の事業化に向けた改革

レベル3.5飛行の実現

デジタル技術(機上カメラの活用)により補助者・看板の配置といった**従来の立入管理措置を撤廃**するとともに、操縦ライセンスの保有と保険への加入により、**道路や鉄道等の横断を容易化**する。

事業者の要望	改革の内容
<p>従来のレベル3飛行の立入管理措置(補助者、看板、道路横断前の一時停止等)を緩和してほしい。</p> <p>(従来のレベル3飛行)</p> <div data-bbox="350 1381 1299 1890">  <p>○補助者・看板等の配置 ○一時停止</p> </div>	<p>レベル3.5飛行の新設</p> <p>により、従来の立入管理措置を撤廃</p> <div data-bbox="1400 1045 2706 1297"> <ul style="list-style-type: none"> • <u>操縦ライセンスの保有</u> • <u>保険への加入</u> • <u>機上カメラによる歩行者等の有無の確認</u> </div> <div data-bbox="1448 1386 2611 1890">  <p>○補助者・看板等不要 ○一時停止不要</p> </div>

～目次～

1. 新制度の運用状況
- 2. 監査制度概要**
3. 登録講習機関の登録及び監査関係通達の改正概要
 - ✓ 「登録講習機関の登録に関する取扱要領」関係
 - ✓ 「登録講習機関等監査実施要領」関係
 - ✓ 「登録講習機関等監査実施細則」関係
 - ✓ 「登録講習機関等監査実施団体について」関係

根拠規定等

- ◆ 航空法第132条の72の規定の確実な履行(登録講習機関における、公正、かつ、要件及び基準に適合する方法による講習事務の実施)を図るため、無人航空機の登録講習機関及び登録更新講習機関に関する省令第6条第7号において、毎事業年度の外部監査の受験が義務づけられている。
- ◆ 外部監査を通じて、各登録講習機関における講習事務の実施状況、法令の遵守状況などが的確であること等を確認することにより、適切な講習水準の確保や向上、ひいては技能証明の水準・信頼性の確保を図る。

監査を受検するメリット

- ✓ 法令及び事務規程を遵守した講習を実施していることについて、客観的な確認を受けることができる
- ✓ 一定の無人航空機講習の水準が維持できる
- ✓ 外部監査の受検により社会的な信頼性が生まれ、受講者も安心して講習を受けることができる

監査を受けないと... **改善命令や業務停止命令などの行政処分の対象となる可能性**

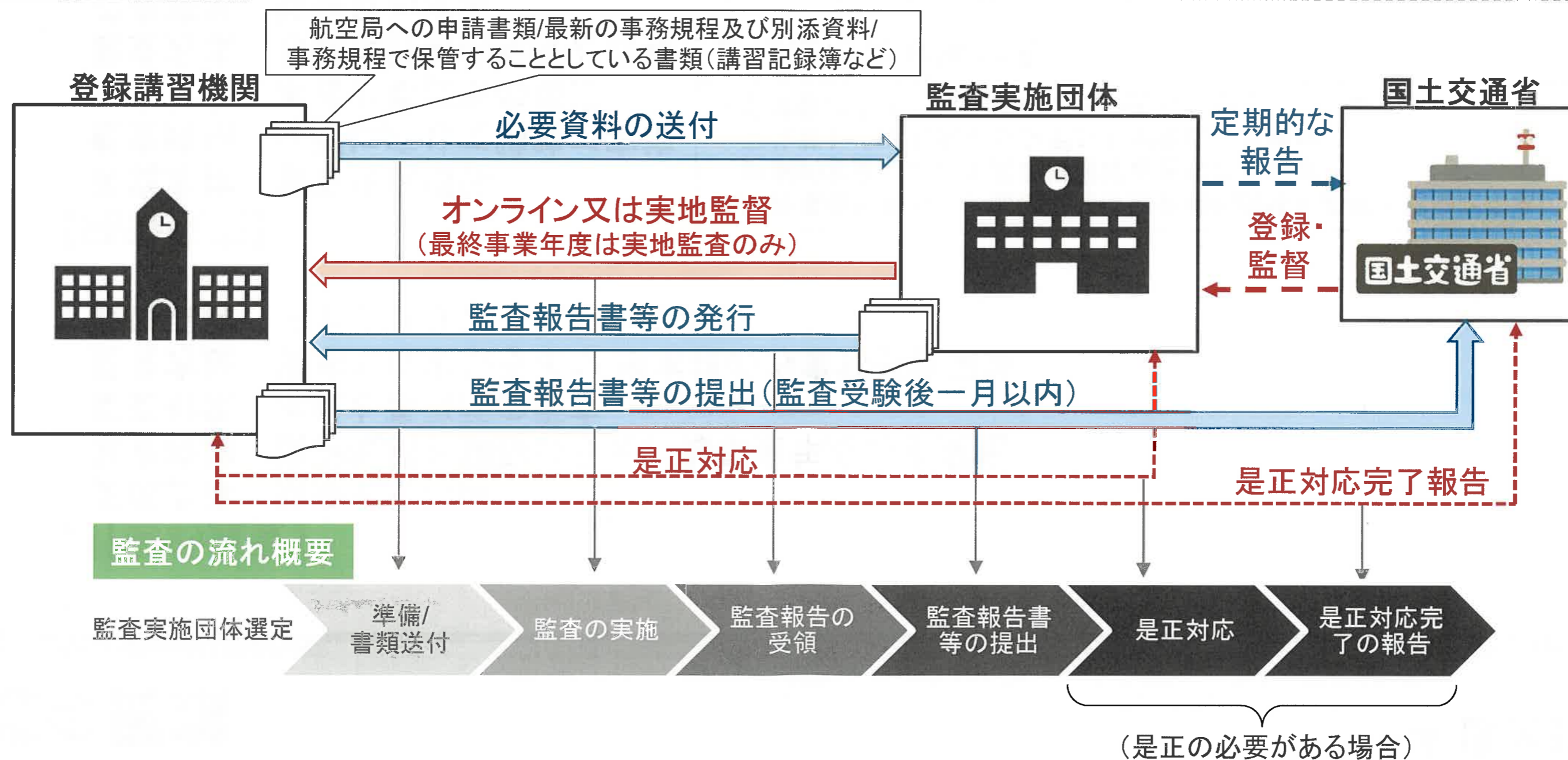
監査を受けるに当たっての心構え

- ◆ 監査にあわせて講習内容の見直し、書類の保存等の確認を行うのではなく、日頃から事務規程や国の基準を認識したうえ、必要な書類を適切に記録・保存するなど、事務規程通りに適切に講習を実施することが重要



- 登録講習機関における適切な無人航空機講習の実施を担保するため、登録講習機関は外部の者による監査を毎事業年度※受験することが必要（無人航空機の登録講習機関及び登録更新講習機関に関する省令第6条第7号）。
- 国土交通省に願出を出し、適当と認められた監査実施団体は国土交通省ホームページに掲載され、登録講習機関はこれらのホームページに掲載されている団体の中から監査実施団体を選定。
- 監査実施団体による監査受験後一月以内に、登録講習機関は監査実施団体が発行した監査報告書等を航空局に提出。監査の結果、是正の必要があるとされた場合は是正を行い、是正対応完了を報告。

※登録講習機関の登録年月日から一年間を事業年度と定義。



【計画的監査】

実施主体	監査実施団体
監査時期	講習機関と調整のうえ、毎事業年度必ず実施
監査対象	本社と事務所の両方
監査方法	実地又はオンライン ※本社のみ書類監査可能
監査項目	チェックリストに沿って実施

【随時監査】

実施主体	監査実施団体
監査時期	必要に応じて随時で実施
監査対象	本社と事務所の両方
監査方法	原則は計画的監査と同様だが状況により異なる
監査項目	監査目的次第

以下の場合であって、航空局又は監査実施団体が必要と認めた場合に実施

- ・ 計画的監査において是正措置報告を求めた場合
- ・ 事故若しくは重大インシデントが発生した場合
- ・ 品質管理上の不具合事象等が発生した場合 等

(参考：立入検査)

実施主体	国土交通省航空局
検査時期	必要に応じて実施 ※無通告での実施も可能
検査対象	本社と事務所の両方
検査方法	検査目的次第
検査項目	検査目的次第

以下の場合であって、無人航空機安全課長が必要と認めた場合に実施

- ・ 第三者等からの通報等により、法第132条の72に定める無人航空機講習事務等の実施に係る義務その他法令の規定に違反しているおそれがある場合
- ・ 事故若しくは重大インシデントが発生した場合 等

※令和6年1月31日時点
 ※いずれも登録講習機関の一等及び二等

名称	
ドローン検定協会株式会社	株式会社農林航空検査センター
合同会社ドローン操縦士監督管理協会	株式会社テクノ監査
一般社団法人日本UAS産業振興協議会	株式会社CXO
バウンダリ行政書士法人	中部中小企業交流事業協同組合
一般社団法人無人航空機操縦士養成協会	株式会社無人航空機審査機構
一般社団法人全国自動車学校ドローンコンソーシアム	株式会社Flight PILOT
一般社団法人ドローンパイロット育成協会	
一般社団法人日本UAV利用促進協議会	
株式会社空撮技研	
株式会社スペースワン	
株式会社スカイピーク	
株式会社可児自動車学校	
株式会社スカイロボット	合計19団体

当局が抱える課題認識

- 監査制度や監査の受験の必要性及び重要性について理解を広げる必要
 - 不適切事案の増加(当局としても随時立入検査を実施)
 - 監査の実施状況を踏まえた制度の改善を検討
- ▶
- ✓ 課題の解決に向け、関係者一丸となった取り組みが必要
 - ✓ 並行して当局においても制度の改善を検討

昨今確認された不適切事項

※令和5年10月末時点

修了審査関係	<ul style="list-style-type: none"> ✓ <u>修了審査員研修(指定試験機関(日本海事協会)が実施)を受講していないなど、修了審査員の要件を満たさない者が修了審査を実施している事例</u> ✓ 指定試験機関(日本海事協会)より配布される問題とは異なる問題で修了審査を実施している事例 ✓ 修了審査中に修了審査員が受講者の操縦への助言を行う事例 ✓ 修了審査の実施記録に不備がある事例
研修関係	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 事務規程に基づく管理者研修又は講師研修を行っていない、又は研修実施記録に不備がある事例
講習関係	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 法令で定められている講師一人あたりの受講者数を超えて講習を実施している事例
その他	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 航空局が事務規程を受領する前に講習事務を開始した事例 ✓ 修了審査空域として届け出られていない空域で修了審査を実施するなど、事務規程の内容変更に係る届出に不備がある事例



～目次～

1. 新制度の運用状況
2. 監査制度概要
3. 登録講習機関の登録及び監査関係通達の改正概要
 - ✓ 「登録講習機関の登録に関する取扱要領」関係
 - ✓ 「登録講習機関等監査実施要領」関係
 - ✓ 「登録講習機関等監査実施細則」関係
 - ✓ 「登録講習機関等監査実施団体について」関係

e-GOV パブリック・コメント

トップ | パブリック・コメント制度について | **案件一覧** | ヘルプ

トップ > 案件一覧 > 「登録講習機関の登録等に関する取扱要領」、「登録講習機関等監査実施要領」等の一部改正（案）に関する意見募集について

「登録講習機関の登録等に関する取扱要領」、「登録講習機関等監査実施要領」等の一部改正（案）に関する意見募集について

募集中

(e-Govポータル URL)

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=155231240&Mode=0>

改正対象

「登録講習機関の登録に関する取扱要領」
「登録講習機関等監査実施要領」
「登録講習機関等監査実施細則」
「登録講習機関等監査実施団体について」

期間

パブコメ: 11月17日～12月18日

今後のスケジュール(予定)

公布: 令和6年2月頃

施行: 令和6年2月頃

(一部の通達においては、公布後2か月程度の経過措置を設ける。)

改正概要

これまでの運用実態を踏まえた制度運用の適正化及び明確化を図るため、所要の改正を行う

各通達改正のポイント

① 登録講習機関の登録に関する取扱要領

- 講師の条件の明確化
- 修了審査空域図の明確化
- 管理者及び講師(修了審査員を含む。)に対する研修指導要領において、研修受講の記録方法への記載の必要を明記
- 事務規程の変更の際に提出が必要となる書類の明確化
- 事務規程に記載すべき内容として、各種書類の記載及び保管について明記
- 事務規程に記載すべき内容として、「講習事務における不適切事象発生時の報告」の追加

等

② 登録講習機関等監査実施要領

- 監査対象に登録更新講習機関を追加
- 訓練担当者、訓練教官の定義を明記
- 随時監査の実施事由を明記
- 計画的監査の実施方法を見直し(3年目の実地監査を登録講習機関等の有効期間内において、少なくとも1回は実地監査を実施)
- 監査員の資格要件の見直し(二等ライセンス保有者が一等ライセンスの講習に関する監査を実施可能、回転翼航空機(マルチローター)が回転翼航空機(ヘリコプター)の監査が可能(逆も可))
- 四半期ごとの監査結果の取り纏めを削除

等

③ 登録講習機関等監査実施細則

- 随時監査の通知方法を明確化
- 登録講習機関等からは是正措置完了の報告を受けた監査実施団体は、対応を明確化。
- 「チェック項目の管理」を「監査チェックリスト項目の判定方法及び基準の作成」とし、監査チェックリストを使用した監査の明確化、チェックリストの見直しの手続きを明確化
- 監査報告書(様式)における不要個所の削除

等

④ 登録講習機関等監査実施団体について

- 監査を実施できない登録講習機関等を明確化することを追加
- 訓練教官に関する定義要件を明確化
- 監査対象となる登録講習機関等の講習の区分の記載することを追加
- 願出書の提出の際に必要な添付書類において、「監査実施団体の名称を証する書類」、「登記事項証明書に記載がある役員全員の住所及び生年月日を示した住民票等の写し」及び「監査員の条件を証する書類」を追加

御清聴いただきありがとうございました。

問い合わせ先：航空局無人航空機安全課
藤井 <fujii-h2mg@mlit.go.jp>